

平成30年度 看護関係予算案の概要

1. 看護職員の資質向上

(1) 特定行為研修制度の推進

- ① 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業 347百万円

指定研修機関の確保や特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図るために、研修機関の設置準備に必要な経費や運営に必要な経費に対する支援を行う。また、平成29年6月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセス（以下、「公開プロセス」という。）の結果などに基づき、eラーニング導入経費などを支援する。

- ② 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 **新規**

※医療提供体制施設整備交付金32億円の内数

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費に対する支援を行う。

- ③ 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業 58百万円

指定研修機関や協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者や指導者リーダーの育成研修の実施に対する支援を行う。また、公開プロセスの結果などに基づき、特定行為研修の実態や課題について調査・分析等を行う。

- ④ 特定行為に係る看護師の研修制度普及促進 5百万円

医療従事者や国民に対して特定行為研修制度を周知し、理解促進を図る。

(2) 看護職員の資質向上推進

- ① 看護教員教務主任養成講習会事業 11百万円

看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした、講習会の実施に対する支援を行う。

- ② 看護教員養成支援事業（通信制教育） 8百万円

看護教員養成における通信制教育（eラーニング）の実施に対する支援を行う。

(3) 在宅看取りに関する研修事業

22百万円

在宅での看取りにおける医師による死亡診断等に関わる手続の整備を図るために、「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえた、医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修等の実施に対する支援を行う。

2. 看護職員の復職支援等

(1) ナースセンターの機能強化等による復職支援等

- ① 中央ナースセンター事業 211百万円

看護師等の未就業者の就業促進など看護師等の確保を図るため、都道府県ナースセンターの取組の支援・指導・調整などに対する支援を行う。また、看護師等免許保持者の届出制度の活用が促進されるよう、ナースセンターの総合的な復職支援の実施に対する支援を行う。

- ② 看護職員就業相談員派遣面接相談事業 ※医療提供体制推進事業費補助金229億円の内数

各都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が各ハローワークと連携して実施する、求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに対する支援を行う。

(2) 看護職員確保対策の総合的推進

- ① 看護職員確保対策特別事業 44百万円

看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の推進に資する取組に対する支援を行う。

- ② 助産師出向等支援導入事業 ※医療提供体制推進事業費補助金229億円の内数

医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向や助産師就業の偏在の実態把握等の実施に対する支援を行う。また、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関を確保するための調整等の取組に対する支援を行う。

3. 経済連携協定(EPA)に伴う外国人看護師受入

(1) 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業

166百万円

- ① 外国人看護師受入支援事業 62百万円

外国人看護師候補者の受入を円滑に進めるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修の実施、看護専門家等による受入施設に対する巡回訪問の実施等に対する支援を行う。

- ② 外国人看護師候補者学習支援事業 104百万円

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等に対する支援を行う。

(2) 外国人看護師候補者就労研修支援事業 ※医療提供体制推進事業費補助金229億円の内数

外国人看護師候補者が就労する上で必要となる日本語能力の向上を図るため、受入施設に対して、日本語講師を招聘するために必要な経費、研修指導者等経費や物件費に対する支援を行う。

4. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）

公費 934 億円（国 622 億円、地方 311 億円）

各都道府県において策定された地域医療構想を踏まえた病床の機能分化・連携等に関する事業が一層本格化する。2025年に向けて、地域医療構想を達成するため、引き続き、地域医療介護総合確保基金により支援を行う。

（参考）【対象事業】

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

② 居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

③ 医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

（2）地域医療介護総合確保基金における主な看護関係事業

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- 院内助産所及び助産師外来施設・設備整備事業

② 居宅等における医療の提供に関する事業

- 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等事業
- 在宅医療推進協議会の設置・運営事業

③ 医療従事者の確保に関する事業

- 看護師等養成所運営事業、看護師等養成所施設整備等事業
- 病院内保育所運営事業、病院内保育所施設整備事業
- 新人看護職員研修事業
- 看護職員確保対策特別事業
- 看護師宿舎施設整備事業
- 看護職員資質向上推進事業
- 医療機関と連携した看護職員確保対策の推進事業
(ナースセンターのサテライト展開等)
- 看護師勤務環境改善施設整備事業
- 看護職員の就労環境改善事業
- 看護職員が都道府県内に定着するための支援事業
- 医療勤務環境改善支援センター事業